

<p>第一項の 二百三十三 警備法第三 の二警備 四百四十四 業務検査 受ける者</p>	<p>検査を受ける者 業務検査手数料 警備員 指導教 育責任 者資格 者証の再 交付</p>	<p>四百四十三 警備員 指導教 育責任 者資格 者証の再 交付</p>	<p>四百四十二 削除</p>	<p>四百四十一 警備員 指導教 育責任 者資格 者証の再 交付</p>
<p>第一項の 二百三十三 警備法第三 の二警備 四百四十四 業務検査 受ける者</p>	<p>検査を受ける者 業務検査手数料 警備員 指導教 育責任 者資格 者証の再 交付</p>	<p>四百四十三 警備員 指導教 育責任 者資格 者証の再 交付</p>	<p>四百四十二 削除</p>	<p>四百四十一 警備員 指導教 育責任 者資格 者証の再 交付</p>
<p>第一項の 二百三十三 警備法第三 の二警備 四百四十四 業務検査 受ける者</p>	<p>検査を受ける者 業務検査手数料 警備員 指導教 育責任 者資格 者証の再 交付</p>	<p>四百四十三 警備員 指導教 育責任 者資格 者証の再 交付</p>	<p>四百四十二 削除</p>	<p>四百四十一 警備員 指導教 育責任 者資格 者証の再 交付</p>
<p>第一項の 二百三十三 警備法第三 の二警備 四百四十四 業務検査 受ける者</p>	<p>検査を受ける者 業務検査手数料 警備員 指導教 育責任 者資格 者証の再 交付</p>	<p>四百四十三 警備員 指導教 育責任 者資格 者証の再 交付</p>	<p>四百四十二 削除</p>	<p>四百四十一 警備員 指導教 育責任 者資格 者証の再 交付</p>

	四百四十六 警備業 法第四十二 条第二項 第一号	機械警 備業者 管理者 講習を 受講し	機械警 備業者 管理者 講習手 数料	三万八千 円	受講申 込みの とき
	四百四十五 警備業 法第四十 二条第二 項の規定 に基づく 機械警備 業者管理 者資格者 証の交付 の申請に 対する審 査	機械警 備業者 管理者 講習を 受講し	機械警 備業者 管理者 講習手 数料	九千八百 円	交付申 請のと き
	四百四十四 の三警 備業法第 二十二條 第四項の 規定に基 づく合格 証明書の 交付の申 請に對す る審査	合格証 明書の 交付を 申請す る者	合格証 明書交 付申請 手数料	一万 円	交付申 請のと き
	四百四十四 の四警 備業法第 二十三條 第五項に おいて準 用する同 法第二十 二條第五 項の規定 に基づく 合格証明 書の書換 え	合格証 明書の 書換え を受け ようとする 者	合格証 明書 換入手 数料	二千二百 円	書換え 申請の とき
	四百四十四 の五警 備業法第 二十三條 第五項に おいて準 用する同 法第二十 二條第五 項の規定 に基づく 合格証明 書の再交 付	合格証 明書の 再交付 を受け ようとする 者	合格証 明書再 交付手 数料	二千 円	再交付 申請の とき
	四百四十五 警備業 法第十一 条の六第 二項の規 定に基 づく機械 警備業者 資格者 証の申請 に対する 審査	機械警 備業者 管理者 講習を 受講し	機械警 備業者 管理者 講習手 数料	九千八百 円	交付申 請のと き
	四百四十六 警備業 法第十一 条の六第 二項第一 号	機械警 備業者 管理者 講習を 受講し	機械警 備業者 管理者 講習手 数料	三万八千 円	受講申 込みの とき
	の規定に 基づく機 械警備業 務管理者 講習の実 施	よう とする 者			
	四百四十六 の二警 備業法第 四十二條 第三項に おいて準 用する同 法第二十 二條第五 項の規定 に基づく 機械警備 業者管理 者資格者 証の書換 え	機械警 備業者 管理者 講習の 書換えを 受けよう とする者	機械警 備業者 管理者 講習手 数料	二千 円	書換え 申請の とき
	四百四十六 の三警 備業法第 四十二條 第三項に おいて準 用する同 法第二十 二條第六 項の規定 に基づく 機械警備 業者管理 者資格者 証の再交 付	機械警 備業者 管理者 講習の 再交付を 受けよう とする者	機械警 備業者 管理者 講習手 数料	千八百 円	再交付 申請の とき
	四百四十六 の四警 備業法の 一部分を 改正する 法(平成 十六年法 律第五十 号)附則 第五條の 規定に基 づく同法 による改 正後の警 備業法第 二十三條 第一項に 規定する 合格した 者とみな す	機械警 備業者 管理者 講習の 審査を 受けよう とする者	機械警 備業者 管理者 講習手 数料	四千七 百円	審査申 請のと き